

岐阜県立恵那特別支援学校 いじめ防止基本方針

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第 13 条を受け、当校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第二条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれや集団から無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、叩かれたり蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(3) 学校姿勢（自校の課題）

- ・教育活動全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない」行為であるという意識を児童生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、児童生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、早期発見・早期対応はもとより未然防止に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・児童生徒による主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・部活動で良好な人間関係を築かせ、お互いが高め合える組織を目指す。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめ防止等の対策のための組織<必置>

法：第二十二條

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

【組織の名称】

いじめ防止対策委員会

【組織の構成員】

学校いじめ対策組織に外部専門家が参画するものとする。

- ・学校関係者：校長、教頭、各学部主事、教務主任、生徒支援部長
- ・第三者：弁護士、臨床心理士、精神保健福祉士、保護者代表（PTA役員）、地域代表等

【組織の運営】

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また重大事態の調査を行う組織としていじめ防止対策委員会を組織する。
- ・年2回（6月と2月）いじめ防止対策委員会を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について、外部専門家の参画を得て第三者から意見をもらうとともに見直しを図る（PDCAサイクル）。

(2) 学校及び各分掌の取組

【学校全体】

- ・教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・児童生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する（地域貢献やボランティア等）。
- ・お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心とした組織対応を構築する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。
- ・学校は『学校いじめ防止プログラム』や『早期発見・事案対処マニュアル』を定める。
- ・学校は、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に、児童生徒、保護者等、関係機関等に説明する。
- ・いじめ対応にかかわる教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を開催する。

【生徒支援部】

- ・学校生活における規律を正し、児童生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう指導する。
- ・年3回「いじめ実態調査」（学校生活に関する調査や情報モラルに関する調査）を

実施し状況を把握する（6月、11月、2月）。

- ・教育相談体制を整え、全ての教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・年3回「教育相談週間」を設け、教育活動のあらゆる場面において児童生徒が問題を抱えていないかを把握し、積極的な生徒指導を推進する。
- ・心理アセスメント等を有効に活用できるよう職員研修を実施する。
- ・情報モラルに関する指導を定期的実施する。
- ・外部機関（警察、子ども相談センター、市役所福祉課等）との連携を図る。
- ・MSリーダーズ活動を通じて社会貢献活動への参加により、社会の一員としての自覚を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・児童生徒会活動によるいじめ防止にかかわる自主的活動の推進を図る。
- ・学校行事を通して、全校及び学年・クラス内の協力・協調による児童生徒の居場所づくりや絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築けるようにし、お互いが高め合える組織を目指す。
- ・いじめ防止対応、対策についてのパンフレットを保護者へ配布する。

【教務部】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導では分かる授業を確立する。
- ・ユニバーサルデザイン授業を推進する。
- ・HR活動の工夫により、児童生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。

【特別支援教育部】

- ・児童生徒情報交換会、ケース会議等を通して、児童生徒一人一人の教育的ニーズの理解を図り、校内外でのチーム支援を推進する。
- ・教師としての専門性や人権感覚を高めるための研修を推進する。

【健康安全部】

- ・児童生徒の健康状態を把握し、必要に応じて校医等関係機関と連携して初期対応を行い、早い段階から関わりをもちいじめの未然防止に努める。

【進路支援部】

- ・進路目標の早期指導により方向付けや目的意識を育成する。
- ・現場実習やインターンシップにより社会における規律を習得させる。
- ・キャリア教育の視点に立った教育活動を推進する。
- ・教師としての専門性や人権感覚を高めるための研修を推進する。

【渉外部】

- ・PTA総会や学年保護者集会等がいじめ防止に向けた研修や講演会を開催する。
- ・保護者会等がいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ・いじめ問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

(3) いじめ防止プログラム

| 月 | 行 事 | 取 組 内 容 |
|----|--|---|
| 4 | 始業式・入学式 いじめ防止職員研修 全校集会 ひびきあい活動 教育相談週間 情報モラル教室 | <ul style="list-style-type: none"> ・主な障がい種についての基礎理解と支援方法に関する研修 ・児童生徒理解の会 ・縦割り活動 ・自己紹介（将来の夢や得意なこと等）ポスター作成・発表 ・担任等との個別面談（中学部・高等部）による児童生徒の悩みや不安の把握、生活状況や問題意識等の確認 ・情報モラルに関する研修（児童生徒・職員） |
| 5 | 保護者等面談 ひびきあい週間 心のアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の生活状況や問題意識等の確認 ・自己紹介ポスターの掲示 ・児童生徒の健康状態や不安、悩み等の把握 |
| 6 | 第1回いじめ防止対策委員会 ひびきあい活動 第1回校内いじめ調査 心のアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の年間の取組について検討 ・学校の方針と具体的対応の確認 ・縦割り活動（遊びの活動） ・学校生活に関する調査 ・児童生徒の健康状態や不安、悩み等の把握 |
| 7 | 第1回県いじめ調査（4～7月） 情報モラル教室 職員研修（講師：SC） | <ul style="list-style-type: none"> ・第1回県いじめ調査（4～7月） ・SNSの正しい使い方等に関する研修（児童生徒・職員） ・学校における教育相談の進め方や技法および事例研修 |
| 9 | 教育相談週間 全校集会 心のアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・担任等との個別面談（中学部・高等部）による児童生徒の悩みや不安の把握 ・縦割り活動 ・児童生徒の健康状態や不安、悩み等の把握 |
| 10 | ひびきあい活動 | <ul style="list-style-type: none"> ・縦割り活動（知新祭スローガン・ポスターづくり） |
| 11 | ひびきあい週間 心のアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・ひびきあい活動の足跡の掲示 ・児童生徒の健康状態や不安、悩み等の把握 |
| 12 | 第2回校内いじめ調査 第2回県いじめ調査（8～12月） 情報モラル教室 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校生活に関する調査 ・第2回県いじめ調査（8～12月） ・情報モラルに関する研修（児童生徒・職員） |
| 1 | 教育相談週間 心のアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・言葉掛け運動（全校）、担任との個別面談（中高）による児童生徒の悩みや不安の把握および進路希望の把握 ・児童生徒の健康状態や不安、悩み等の把握 |
| 2 | 全校集会 第2回いじめ防止対策委員会 第3回校内いじめ調査 心のアンケート | <ul style="list-style-type: none"> ・縦割り活動 ・いじめ防止の年間の取組の検証と課題 ・学校生活に関する調査 ・児童生徒の健康状態や不安、悩み等の把握 |
| 3 | 第3回県いじめ調査（1～3月） | <ul style="list-style-type: none"> ・第3回県いじめ調査（1～3月） |

3 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

法：第二十三条

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

【組織対応】

- ・いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）

※第三者の派遣については県の施策「生徒指導スペシャリストサポート事業」を活用する。

- ・学校教職員は、速やかに学校いじめ対策組織にいじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげなければならない。

【対応順序】

- ・対象者、関係者の事実関係の把握（複数の教員が児童生徒から個別に聞き取る）
- ・いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・対象児童生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・関係児童生徒の指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方針）
- ・県教委への連絡と経過説明（校長が責任をもって県教委に報告）
- ・経過の見守り（当該児童生徒にかかわる複数の教職員による継続的な指導・支援）
- ・報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

【いじめへの対応】

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

対象者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、対象・関係児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

② 対象児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、対象児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。対象児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかの面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、学部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該の対象児童生徒及び関係児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

（2）「重大事態」と判断された時の対応

法：第二十八条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【対応順序】

- ・児童生徒や保護者等から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者等からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査しないまま、いじめの重大事態でないと断言できないことに留意する。
- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査の実施について、学校主体によるものか県教委主体かの判断を仰ぐ。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める

【学校主体による調査組織の編成】

- ・いじめ対策組織（いじめ防止対策委員会）に、さらに必要な第三者を加えることができる。

※第三者の派遣については県の施策「生徒指導スペシャリストサポート事業」を活用する。

【学校主体による調査における注意事項】

- ・県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・児童生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実真挚な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。
- ・児童生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる児童生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は県教委に報告する（県教委から知事に報告）。
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は県教委による指導及び支援を受けて、いじめを受けた児童生徒及びその保護者等に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

4 情報等の取扱い

（1）個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者等に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報

の提示を求められたりすることもあることを想定して、児童生徒の個人調査データ（心理アセスメント等、いじめ調査（記名あり）、迷惑調査（記名あり）と取りまとめたものは、卒業後5年間保管する。

（2）心理アセスメント等の有効活用について

心理アセスメントについては、児童生徒の性格や生活実態等を事前評価する上で有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

（付則）平成26年4月1日 施行日
平成28年4月1日 改正
平成29年4月1日 改正
平成29年10月31日 改正
平成30年4月1日 改正
平成31年4月1日 改正
令和2年4月1日 改正
令和4年4月1日 改正
令和5年4月1日 改正
令和7年3月1日 改正
令和8年3月1日 改正